

社会福祉法人 日向和田保育園 役員等報酬・旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人日向和田保育園の役員及び苦情解決委員会第三者委員の報酬及び旅費等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び苦情解決委員会第三者委員（以下「苦情解決委員」という。）の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会及び業務のため出張する場合並びに日向和田保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(監事の出席報酬)

第4条 監事が監査会、理事会及び業務のため出張する場合並びに日向和田保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(苦情解決委員会第三者委員の出席報酬)

第5条 苦情解決委員が苦情解決委員会及び業務のため出張する場合並びに日向和田保育園の事業に出席したときは、予算の範囲内において別表第1により1日分の報酬を支払うことができる。

(マイナンバーの通知)

第5条の2 役員及び苦情解決委員は、法人にマイナンバーを通知しなければならない。

2 法人は、役員及び苦情解決委員に対して、本人確認のために写真付きの身分証明書（例：運転免許証等）の提示を求めることがある。

(マイナンバーの利用)

第5条の3 法人は、役員及び苦情解決委員のマイナンバーについて、以下の手続きに利用することができる。

(1) 給与所得に係る源泉徴収票作成事務

(旅費)

第6条 法人役員及び苦情解決委員が業務のため出張する場合は、旅費として交通実費を支給する。なお、業務のため宿泊研修会に参加する場合は、交通実費と宿泊料13,000円を支給する。

2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その事情を考慮し、増額支給をすることができる。

(旅費の支給方法)

第7条 旅費は、原則として任務終了後支給するが、必要により出張前に概算額を支給し、帰任後精算する方法によることができる。

(適用除外)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第9条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成25年5月28日に制定し、平成25年6月3日から施行する。

付 則

この規程は、平成26年3月25日に改正し、平成26年4月1日から施行する。

(理事及び監事の報酬を3,110円から5,340円に変更)

付 則

この規程は、平成27年12月11日に改正し、平成28年1月1日から施行する。

(第5条の2(マイナンバーの通知)、第5条の3(マイナンバーの利用)の制定)

付 則

この規程は、平成29年3月27日に改正し、平成29年2月12日に遡及して施行する。(別表第1の改正 評議員、評議員選任・解任委員の報酬を加える)

別表第1 (日額)

区 分	内 容	報 酬 (1日分)
理事長及び理事	理事会等及び日向和田保育園の事業に出席	5,340円
監 事	監査会、理事会等及び日向和田保育園の事業に出席	5,340円
評議員	評議員会に出席	5,340円
評議員選任・解任委員	評議員選任・解任委員会に出席	3,110円
苦情解決第三者委員	苦情解決第三者委員会に出席	3,110円